

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成21年12月24日(2009.12.24)

【公開番号】特開2007-164773(P2007-164773A)

【公開日】平成19年6月28日(2007.6.28)

【年通号数】公開・登録公報2007-024

【出願番号】特願2006-302827(P2006-302827)

【国際特許分類】

G 06 F 3/12 (2006.01)

B 41 J 29/38 (2006.01)

【F I】

G 06 F 3/12 K

B 41 J 29/38 Z

【手続補正書】

【提出日】平成21年11月9日(2009.11.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

記録媒体の搬送方向に複数の記録装置が配置され、該複数の記録装置の協働によって同一または対応ページの記録を行う画像形成装置であって、

前記記録装置に設けられ、複数ページ分の画像データを記憶可能な記憶手段、

前記記録装置に設けられ、記録動作が中断したときに、前記搬送方向の最下流に位置する記録装置によって当該中断の直前に記録が完了しているページの次のページを、記録を再開する共通のページを示す記録再開ページ情報として決定する手段、および

前記記録装置に設けられ、前記記憶手段に記憶されている前記複数ページ分の画像データのうち前記記録再開ページ情報に対応した画像データから記録動作を再開する手段を具えたことを特徴とする画像形成装置。

【請求項2】

前記記録装置には、記録が完了したページについての画像データを、当該記録完了後の所定タイミングで前記記憶手段から破棄する手段がさらに設けられていることを特徴とする請求項1に記載の画像形成装置。

【請求項3】

前記記録再開ページ情報に対応した画像データが前記記憶手段から破棄されている場合にその旨を報知する手段を具えたことを特徴とする請求項2に記載の画像形成装置。

【請求項4】

前記複数の記録装置に画像データを供給するホストコンピュータをさらに具え、前記決定手段は前記ホストコンピュータに設けられていることを特徴とする請求項1ないし3のいずれかに記載の画像形成装置。

【請求項5】

前記複数の記録装置毎に接続された複数のホストコンピュータと、該複数のホストコンピュータに接続されて画像データの供給源をなす上位ホストコンピュータとを具え、

前記決定手段は前記上位ホストコンピュータに設けられ、

前記上位ホストコンピュータと前記複数の記録装置とは、前記複数のホストコンピュータを介して前記画像データ、前記記録完了ページ情報および前記記録再開ページ情報の通

信を行うことを特徴とする請求項 1 ないし 3 のいずれかに記載の画像形成装置。

【請求項 6】

前記決定手段は前記記録装置に設けられ、前記複数の記録装置が互いに接続されて前記記録完了ページ情報および前記記録再開ページ情報の通信を行うことを特徴とする請求項 1 ないし 3 のいずれかに記載の画像形成装置。

【請求項 7】

請求項 1 ないし 6 のいずれかに記載の画像形成装置を構成するための記録装置。

【請求項 8】

記録媒体の搬送方向に複数の記録装置が配置され、該複数の記録装置の協働によって同一または対応ページの記録を行う画像形成方法であって、前記記録装置は複数ページ分の画像データを記憶可能な記憶手段を有し、

記録動作が中断したときに、前記搬送方向の最下流に位置する記録装置によって、当該中断の直前に記録が完了しているページの次のページを、記録を再開する共通のページを示す記録再開ページ情報として決定する工程、および

前記記録装置に、前記記憶手段に記憶されている前記複数ページ分の画像データのうち前記記録再開ページ情報に対応した画像データから記録動作を再開させる工程を具えたことを特徴とする画像形成方法。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0002

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0002】

一般的に、記録媒体の搬送動作を伴って記録を施す記録装置として、シリアルプリンタや、ラインプリンタが知られている。シリアルプリンタは、ドットを形成する記録素子を配列してなる記録ヘッドの、当該配列の方向と異なる方向への主走査と、主走査後の記録媒体の搬送（副走査）との繰り返しにより記録を行うものである。また、ラインプリンタは、記録媒体の幅に対応した範囲にわたって記録素子を配列してなる記録ヘッドを用い、記録媒体の搬送の過程で記録ヘッドを駆動することにより記録を行うものであり、その最大の特徴は高速記録が可能であることである。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

そのために、本発明は、記録媒体の搬送方向に複数の記録装置が配置され、該複数の記録装置の協働によって同一または対応ページの記録を行う画像形成装置であって、

前記記録装置に設けられ、複数ページ分の画像データを記憶可能な記憶手段、

前記記録装置に設けられ、記録動作が中断したときに、前記搬送方向の最下流に位置する記録装置によって当該中断の直前に記録が完了しているページの次のページを、記録を再開する共通のページを示す記録再開ページ情報として決定する手段、および

前記記録装置に設けられ、前記記憶手段に記憶されている前記複数ページ分の画像データのうち前記記録再開ページ情報に対応した画像データから記録動作を再開する手段を具えたことを特徴とする。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【 0 0 1 8 】

さらに、本発明は、記録媒体の搬送方向に複数の記録装置が配置され、該複数の記録装置の協働によって同一または対応ページの記録を行う画像形成方法であって、前記記録装置は複数ページ分の画像データを記憶可能な記憶手段を有し、

記録動作が中断したときに、前記搬送方向の最下流に位置する記録装置によって、当該中断の直前に記録が完了しているページの次のページを、記録を再開する共通のページを示す記録再開ページ情報として決定する工程、および

前記記録装置に、前記記憶手段に記憶されている前記複数ページ分の画像データのうち前記記録再開ページ情報に対応した画像データから記録動作を再開させる工程を具えたことを特徴とする。